

3生私行第2401号
令和3年8月27日

私立専修学校長 殿

東京都生活文化局
私学部長 戸谷 泰之
(公印省略)

新型コロナウイルス感染防止対策の一層の徹底について（依頼）

日頃より東京都の私学行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東京都は、令和3年8月17日に東京都における緊急事態措置等として、日中も含めた不要不急の外出等の要請を行ったところですが、感染力が強いデルタ株の拡大等によって、災害時ともいえる爆発的な新規陽性者数及び重症者数の増加状況にあり、正に「医療非常事態」に直面しています。

これ以上新型コロナウイルスの感染を拡大させないためには、手洗い、マスク等、個人の感染防止対策のほか、社会全体で感染機会となる人流の抑制に取り組むことが重要です。

貴校におかれましては、現下の厳しい感染状況を踏まえ、新学期の開始に当たり、教職員・生徒一人一人に対して、感染防止対策をあらためて周知し、対策を一層徹底していただくようお願いいたします。

特に、以下の事項について特段のご高配を何卒よろしくお願いいたします。

記

1 オンライン授業の徹底

新学期開始以降、少なくとも緊急事態宣言期間継続中においては、授業実施方法についてオンラインによる教育（遠隔授業）を基本とするなど、生徒・教職員の感染防止の取組を一層徹底していただくようお願いいたします。

感染症や災害の発生等の非常時においては、本来対面授業の実施を予定していた授業の全部又は一部を特例的な措置として遠隔授業で行うなどの弾力的な運用が認められておりますので、こうした遠隔授業の取扱いについて、以下の文部科学省通知等をあらためてご参照ください。

(参考通知)

- ・「専修学校における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年6月9日付3文科教第283号）

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（令和3年6月9日時点）」（令和3年6月9日付事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

2 時差通学の実施について

オンライン授業が困難であり、対面による授業を行う場合であっても、公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど、時差通学の実施にご協力をお願いします。

3 日常生活における感染防止対策の徹底について

学校における以下の基本的な感染症防止対策を一層徹底していただくとともに、不要不急の外出、飲み会、サークル活動等における感染リスクの高い活動の自粛など、日常生活における感染防止対策の徹底についても、生徒・教職員に対して、あらためて周知徹底いただくようお願いします。

(学校における基本的な感染防止対策)

- ・ 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- ・ 毎朝検温、健康観察（体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- ・ 登校時の健康チェック
（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- ・ 教室等における密集の回避（生徒等同士の間隔を1 m以上確保）
- ・ 30分に1回以上換気
- ・ 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- ・ 授業終了後は速やかに帰宅

なお、外国人の生徒・教職員への感染防止対策の周知に当たっては、厚生労働省のウェブサイト、新型コロナウイルスに関する多言語及び「やさしい日本語」によるポスター、リーフレット等が掲載されていますので、ご参照ください。

<https://www.c19.mhlw.go.jp/>

4 ワクチン大規模接種の周知について

教職員及び18歳以上の生徒へのワクチン接種については、「東京都が設置するワクチン大規模接種会場におけるワクチン接種について（再周知）」（令和3年8月27日付3生私行第2400号）で別途通知してまいりますので、教職員及び対象生徒に周知いただくようお願いします。

<本件担当>

東京都生活文化局私学部私学行政課課長代理
（専修各種学校担当） 原田

電 話：03（5388）3192

メー ル：S0000036@section.metro.tokyo.jp